

令和元年度

# 職員採用試験案内

令和元年7月1日

那賀町

771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1

TEL 0884-62-1121

◎受付期間 令和元年7月16日（火）～令和元年8月1日（木）  
◎第1次試験日 令和元年9月22日（日）

(1)郵便による申し込みは、8月1日までの消印のあるもの限り受付します。

(2)受付期間経過後の申込は、一切受付いたしませんので十分注意して下さい。

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

(1) 申し込みできる「試験区分」は一つに限ります。

(2) 申し込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	3名程度	那賀町の各部署において、一般行政事務に従事します。
看護師	短期大学卒業程度	5名程度	那賀町の関係部署において、看護師の業務に従事します。
社会福祉士	短期大学卒業程度	3名程度	那賀町の関係部署において、社会福祉士の業務に従事します。
介護支援専門員	短期大学卒業程度	3名程度	那賀町の関係部署において、介護支援専門員の業務に従事します。

※採用予定人数は変更になる場合があります。

## 2. 受験資格

試験区分		受験資格
一般事務	高等学校卒業程度	昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
看護師	短期大学卒業程度	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は令和2年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの者
社会福祉士	短期大学卒業程度	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は令和2年春の国家試験により当該資格を取得する見込みの者
介護支援専門員	短期大学卒業程度	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、介護支援専門員の資格を有する者又は令和2年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

### ☆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 那賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3. 試験の日時及び試験場

試験区分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和元年9月22日（日） (1)開場時間 9時00分 (2)試験時間 10時00分から	那賀町地域交流センター （那賀町和食郷字南川104番地1） ※那賀町役場本庁舎の隣です。 ※駐車場はあります。
第2次試験	令和元年10月下旬以降 （日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。）	

## 4. 試験の方法及び内容

(1)第1次試験及び検査は、次のとおり行います。

試験種目	時間	方法及び内容
教養試験 （全職種）	10:00から 12:00まで	公務員として必要な一般知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験を行います。

検査種目	時間	方法及び内容
事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査  (看護師以外の全職種)	13:00から 14:30まで	事務職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から見る検査 公務員に求められる資質について、性格特性を見る検査 公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を見る検査
看護師適性検査 (看護師)	13:00から 13:50まで	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面から見る適性検査

(2)第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、さらに職員としてふさわしい人物を選抜するために、次のとおり行います。

試験種目	方法及び内容
作文試験 (全職種)	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかを見るための試験を行います。
口述試験 (全職種)	主として、人柄や性格などを見るため、個別面談により行います。

## 5. 受験手続

### (1) 申込用紙

申込用紙は、那賀町役場総務課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「**職員試験請求(試験区分〇〇〇〇)**」と**朱書**し、あて先を記入し、120円切手を貼った返信用A4封筒を必ず同封してください。

### (2) 受験申込先

那賀町役場総務課宛

### (3) 受付期間

ア：上記申込受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに、那賀町役場に提出してください。

イ：郵便による申込の場合は、封筒の表に「**試験申込(試験区分〇〇〇〇)**」と**朱書**し、必ず「**書留郵便**」により那賀町役場総務課宛送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきに宛先を記入し、62円切手を必ず貼ってください。

### (4) 提出書類

職員採用試験申込書1部(所定の申込用紙を使用すること。)

### (5) 受験票

ア 受験票は申し込みの際に交付します。

イ 郵便による申し込みの場合は、受験票を郵送しますが、8月31日までに到着しない場合は、電話で那賀町役場総務課(0884-62-1121)まで連絡してください。

ウ 受験票の写真は申し込みの際には貼ってはいけません。申し込み後、受験票を受け取ってから、申し込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、**試験当日必ず持参してください。**

エ 試験当日、受験票のない場合、受験票に写真を貼っていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は、受験できません。

※身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申し込みの際に那賀町役場総務課に申し出てください。

## 6 合格者の発表

(1)第1次試験合格者の発表は、令和元年10月中旬に那賀町の指定する掲示板に公告するとともに、合格者には文書で通知します。

(2)第2次試験合格者の発表は、令和元年11月以降に那賀町の指定する掲示板に公告するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。

## 7 合格から採用まで

(1)最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうち採用予定者が決定されます。したがって、合格者は必ずしも全員採用されるとは限りません。

(2)受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。

(3)採用は、原則として令和2年4月1日以降です。

(4)採用された場合の給与は、那賀町給与条例に基づき支給されます。

## 8 その他

(1)この試験についての問い合わせは、那賀町役場総務課（電話0884-62-1121）へ連絡してください。

(2)第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。

(3)時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。

(4)自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに那賀町のホームページでお知らせします。